

3月28日

議会運営検討協議会

1 検討課題の協議

(1) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

決算審査に関する見直し案等に基づき協議を行い、分科会の開催日数、発言時間、総括質疑の発言時間、議員選出の監査委員の取扱い等について確認を行い、次回引き続き協議することとなった。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回に引き続き、決算審査に関する見直し案に基づき、協議を進めていきたい。

まず、分科会関係の（1）の開催日数についてであるが、前回の協議会において、松原委員から協議会の状況を踏まえて会派に持ち帰り検討したいとの意向が示され、継続となった。松原委員から、検討の結果について御発言をお願いしたい。

○松原委員 前回の協議会の後、団会議を開催した。団会議では、民主党がこれまでの案1から案3に考えを変更し、案3に賛成する意見が協議会で多数を占める状況になったことを報告し協議をしたところであるが、改めて案1から案3に考えを変更した理由を織田委員に確認させていただきたい。

○織田委員 当初は、決算議会の会期を大幅に延長することになると、協議を進める上でハードルになってしまうのではないかと懸念があったことや、5分科会の同時開催は理事者の対応が難しいと考えられたため、案1の1日1分科会で計5日間がよいと主張してきた。

一方で、決算の審査であるので、現状よりも更に丁寧に踏み込んで議論することも重要だとかねてから考えていたところであり、協議会での浜田委員や月本委員の意見も伺った上で団でも協議をしたが、協議会でのこれまでの議論を考慮して、日程の増加だけがネックだということであれば案1よりも案3のほうがよいのではないかという結論になった。

○松原委員 団会議では、今の5常任委員会の構成となった経過について議論になり、そうなった過程が重要であるとの意見があった。分科会方式とする場合には、分科会日程、部屋割り、理事者の移動といった課題があるが、解決できるといった方向で協議会の考え

がまとまりつつある。これらの課題に対して適切に調整できるという方向で協議会がまとまるのであれば、会派の考え方もその方向でまとめられると思う。

○浜田委員 案3のデメリットとしては日数の増加が考えられるが、個々の分科会の開催日数は2日間であり、総括質疑の1日と合計しても、個々の議員の出席日数は3日間となるので、現状の4日間より増加にはなるとは必ずしも言えないと思う。

○松原委員 浜田委員から、午前10時から12時と午後1時から3時といった時間配分により分科会を2日間開催するということが具体的に提案されており、そういう点からも分科会が円滑に運営できるとの裏付けができていると思われる。こういった裏付けが取れるのであれば、案3に基づく議論に片足を乗せてもいいかと思う。

○石田（康）座長 浜田委員からの提案によれば、総務分科会を例とすると、1日目の午前10時から12時まで総務局、午後1時から3時まで財政局、2日目の午前10時から12時まで総合企画局、午後1時から3時まで教育委員会の審査をそれぞれ行うこととされており、分科会の運営について具体的なイメージが示されている。

それでは、ほかに御意見がなければ、分科会の開催日数については、案3とすることに意見を集約できればと思うが、いかがか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、（4）の発言時間について協議をお願いしたい。ただいま分科会の開催日数が2日間と確認されたが、これまでの協議会における議論では、分科会が2日間の場合は1日20分ずつとの御意見が多かったが、あらためて御意見があればお願いしたい。

○浜田委員 現状の発言時間は1人30分であるので、1人1日20分で合計40分とすれば、現状より時間が増加することになる。余りに現状を変えすぎて議論がまとまらなくなるのもいかがなものかと思うので、1人当たり1日20分で合計40分とすることで協議会の合意を得られればよいのではないかと考える。

○石田（康）座長 それでは、分科会での発言時間は、答弁を含めおおむね1人1日20分程度、2日間合計40分程度とすることでよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、総括質疑関係の（4）の発言時間についてであるが、前回の協議会では、無所属議員を1人10分に固定する案Aに賛成する意見が多く出されたが、2人会派と3人会派

とで発言時間に逆転現象が生じることが判明したため、協議は本日に持ち越しとなった。

改めて各委員の御意見を伺いたい。

○織田委員 前回の協議会の後、逆転現象が起こることを踏まえて会派で議論を行った。先ほど、分科会での発言時間が合計40分と確認され、これまでより時間がふえることになった。議運でも代表質問の発言時間を人数比例とする方向で議論が進んでいる。そういった点から、決算の総括質疑についても会派構成人数割りで考えたほうが整理できるのではないかとの結論になった。したがって、案1がよいと考える。

○浜田委員 これまでの議論では、案1では無所属議員が5分30秒となり、現状との比較からしても時間が少ないのではないかという意見が多かったと思う。先ほど分科会での質問時間が20分の2日間で40分とすることが確認されたが、無所属議員については、所属していない分科会の内容などを総括質疑で10分発言できることとすれば、合計で50分の時間が保障されるので、無所属議員に対する配慮を図ることができる。

案Aでは、自民党、公明党、民主党は案1より若干時間が少なくなるが、全体のパーセンテージからすると激変ではない。したがって、まとまるのであれば案Aのほうがよいと考える。

○松原委員 無所属議員も自己の主義主張により選挙を勝ち抜き、その結果、無所属になっているわけであるが、5分30秒と10分とを比較すると、5分30分しか時間がないのでは現実的に厳しいと思われ、選挙に選ばれ議会で活動する議員としては、やはり最低10分は必要と思う。この件については、いろいろと検討したところであるが、先ほど浜田委員からあったことも含めて、案Aがよいと思う。

○月本委員 発言時間は、最低でも10分は必要だと考えられるので、案Aで進めていければと思う。

○織田委員 各委員の意見を伺って理解した。会派の考えを案Aでまとめたい。

○石田（康）座長 それでは、総括質疑の発言時間は、答弁を含め、案Aのとおり、努力目標時間として、会派は総括質疑の総時間330分から無所属議員の発言時間を除いた残時間を各会派の所属議員数により比例配分すること、及び、無所属議員は、おおむね1人10分程度とすることによろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、議員選出の監査委員の取り扱いについてであるが、前回の協議会では、現状と同

じく議員選出の監査委員を除いた議員で決算審査特別委員会を構成すべきとの意見が多く出されたが、議員選出監査委員の常任委員会正副委員長への就任に関する扱いを、更に詳細に検討すべきとの発言があり、継続して協議することとなった。

本日お配りさせていただいた資料の「議員選出の監査委員の取扱い（案）」では、議員選出の監査委員を決算審査特別委員会の構成から除外することを前提として、その上で、議員選出の監査委員が所属する会派は、常任委員会の正副委員長の人選に当たっては議員選出の監査委員以外の者が就任するよう配慮することや、一つの委員会に所属する委員が委員長及び議員選出の監査委員のみにならないように配慮すること。また、会派の事情によりこういった配慮ができない場合は、常任委員会の委員長が議員選出の監査委員であるときは、分科会の会長は当該常任委員会の副委員長が務め、分科会の副会長は当該常任委員会の委員長と同一会派に属する委員が務める取り扱いとすることなどとされている。

これについて特に御意見等がなければ、この取扱い案のとおりとすることで確認したいがいかがか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、分科会委員の差し替えについてだが、前回の協議会で、織田委員から、分科会委員の随時差し替えや常任委員会委員とは別の委員構成による分科会の設置について検討すべきではないかとの意見があり、これを受けて協議を行ったが意見の一致には至らなかったため、本日引き続き協議をお願いしたい。

○松原委員 前回の協議会では差し替えによる対応の可能性について協議されたが、その前の1月の協議会における議論では、分科会は常任委員会の構成がそのまま移行するという話であったと記憶している。念のため、その点の経過を確認したい。

○石田（康）座長 本件については、平成25年1月25日の協議会で、「分科会の所管、構成等は常任委員会に準じる」ことが確認されており、委員の差し替え等を行わないこととされた経過がある。

○織田委員 経緯は尊重するが、再度議論をお願いできればと考える。常任委員会をもととして決算を審査することとすると、その時点の委員が昨年度の決算を審査することになるが、決算の内容をしっかりと議論するという観点からすると、昨年度の常任委員会に所属していた委員が分科会に所属し決算を審査したほうがいい場合もあるとの意見が会派の中であった。そのため、原則は常任委員会の構成により分科会を設けることで構わない

が、しっかりとした決算審査のため、そういった配慮をお願いできればと考える。

○浜田委員 委員の差し替えは、別の検討課題の議論の際に話題になるかもしれないので、今後の課題として位置付けてもよいかと思うが、今回の議論では、各委員の意見の公約数でまとめていただければと思う。

○松原委員 前年度の常任委員会に所属した委員で決算審査をしたほうがよいとのことであったが、4年に1回改選があり、議員が大幅に入れ替わることもあり得る。そういうことも考慮すると、委員の差し替えを認めることに疑問がある。差し替えが必要な面もあるかもしれないが、先ほど浜田委員から発言があったように、今後協議していく中で解決していくべき課題であると思う。したがって、協議会としてまとまるのであれば、今後の検討事項として残していくことでよいのではないか。

○沼沢副座長 先ほど分科会の開催日数が確認されたが、分科会の開催日程をずらすことにより、多い日でも1日2分科会の開催となった。その日は他の分科会は開催されていないので、必要があれば分科会の委員にメモを入れて対応することもできる。差し替えができなくとも大きな支障はないと思われるので、現状の委員会構成で分科会を設置することにまとまるのであれば、それがよいのではないか。

○石田（康）座長 各委員からは検討課題として残しつつ、委員の差し替えは行わないとの意見が多く出されたが、協議会としてまとめる方向を出したいと思う。

○織田委員 協議会として議論をまとめることに異論はない。今後の課題としていただきたい。

○石田（康）座長 それでは、そのように協議会の考え方を整理させていただければと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

最後に、分科会における発言時間の計測方法についての協議をお願いしたい。分科会では、理事者の入れ替えにより委員の質疑が分割して行われるため時間計測が複雑になることや、複数の委員の質疑が同時並行で行われることがあるため、同時に複数の委員の時間経過を把握する必要がある。このような場合も含めて、時間計測の取り扱いをどのようにするか検討が必要である。各委員のお考えを伺いたい。

○浜田委員 公平性を保つためには、委員の人数分のストップウォッチを準備し、事務局職員が計測するのがよいと思う。さらには、各委員が確認できるような表示ができれば、

一層望ましいと思う。

○石田（康）座長 ほかになければ、事務局職員が時間計測することは確認させていただければと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

本日、協議いただく事項は以上である。各委員の御協力をいただき、本件検討課題はかなりの部分を確認することができたが、これ以外にも整理が必要な点が残されていると思われるので、本日はこの程度とさせていただき、次期の新しい委員に議論を引き継ぎたいと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのようにさせていただく。

---

## (2) 請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与

### 【協議結果】

代理人の取り扱いや実施回数などの詳細事項について、それぞれ確認を行い、議会運営検討協議会報告書（第6回）「請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与」（案）のうち、本日の協議会の議論によって削除することになった部分を修正の上、議会運営委員会へ報告することを確認した。

なお、報告書における委員の発言に関する文言等に細かい修正が必要な場合は、4月12日までに事務局あて申し出ることとした。

### 【主な意見】

○石田（康）座長 本件については、これまで協議会で議論を重ねてきたが、協議会として意見の一致に至らなかった。そのため、協議会では、請願者の趣旨説明を実施した場合の具体的取り扱いのルールについて協議を継続し、前回、この取り扱いに関する協議がほぼ終了したため、本日は、報告書案の確認を行いたい。ただし、一部協議が未了の事項があるため、報告書案の確認の前に、まず、これらの確認を資料「請願者の趣旨説明の取扱い（素案）」に基づきお願いしたい。

まず、2の趣旨説明者のうち、(2)の代理人による趣旨説明の取り扱いについて協議をお願いしたい。代理人を認めること自体は前回確認されているが、その取り扱いの詳細を確認したい。素案では、請願者が団体代表者等の場合は、同一団体の構成員が代理人として趣旨説明を行うことができること、及び請願者の病気、高齢等のため、請願者本人による趣旨説明の実施が困難な場合は、代理人が趣旨説明を行うことができることとしているがいかがか。

○松原委員 同一団体の構成員であることの確認はどのように行うのか。

○井口委員 請願者の意思により代理人が選定されるため、厳密に取り扱う必要はなく、何らかの確認が取れば支障はないのではないのか。

○石田(康)座長 ほかになければ、先ほどの取り扱いとすることでよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、3の(2)の実施回数であるが、請願が継続審査となったときの扱いについて協議をお願いしたい。素案では、趣旨説明は、当該請願に係る初めての委員会審査日に実施し、請願が継続審査となった場合は、2回目以降の委員会審査の際には、実施しない。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでないとしているが、各委員の御意見を伺いたい。

○井口委員 委員会が必要と認めるときは、この限りでないと、2回目以降の審査の際も趣旨説明を実施できることの担保が設けられているので特別なこだわりはないが、2回目以降は趣旨説明を絶対に行わないということではなく、やはり実施できる方法は残しておくべきと考える。例えばマンションの案件などについては、半年経過したのちに趣旨説明を実施してほしいということも考えられる。委員会の判断で趣旨説明を実施できるとされているので、そういう場合であっても対応ができるとは思いますが、2回目以降は行わないとすることには疑問がある。

○松原委員 そういう意味では、素案にあるとおり、委員会が必要と認めるときは2回目以降の審査の際も趣旨説明が実施できることとする取り扱いで大丈夫ではないか。

○石田(康)座長 それでは、この取り扱いとすることでよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、5の趣旨説明の実施場所について協議をお願いしたい。趣旨説明を実施する会議

室は、当該請願の審査を行う委員会室になると思われるが、委員会室内の趣旨説明を行う具体的な場所についても御意見をいただきたい。

○浜田委員 委員席の中央を説明場所とするのも、相手方に失礼と思う。委員席より後方の会議室の両脇のいずれかで行うのがよいのではないか。

○井口委員 自分が大学生のときに愛知県議会で発言したことがあるが、やはり議員のほうを向いて説明するのがよいと思う。

○松原委員 マイクや演台を準備したほうがよいのかどうか。

○浜田委員 わざわざ演台を設けるのではなく、発言するからには起立していただき、マイクを持つかスタンドマイクで説明するのがよいと思う。

○石田(康)座長 ほかになければ、請願の審査を行う委員会室で趣旨説明を実施することとし、委員会室での説明の場所は委員会室の両サイドのいずれかで趣旨説明を実施することでよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、6の(1)の進行管理についてであるが、特になければ、趣旨説明の進行管理は当該請願を審査する委員会の委員長が行うこととしてよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、(2)の一般傍聴及び記者傍聴の取り扱いについてであるが、特になければ、趣旨説明実施時に一般傍聴者及び記者傍聴者の会議室への入室を認めることでよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、(3)の理事者の取り扱いについてであるが、特になければ、当該請願の委員会審査に出席する理事者は趣旨説明実施時に出席することとしてよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、(6)のうち、趣旨説明者が用意する配付資料の部数についてであるが、素案では、資料の配付を趣旨説明者が希望する場合は、趣旨説明実施日の前日(休日を除く。)までに、当該委員会の委員数に5部追加した部数を議会局あて提出することとしている。この追加の5部は、事務局2部、予備1部、理事者2部を想定しているが、この取り扱い

について御意見があれば、お願いしたい。

○井口委員 傍聴者から、自分たちにも資料を配付してほしいと求められるのではないか。

○浜田委員 傍聴者に資料を配付しない取り扱いとするのであれば、趣旨説明者に対して、傍聴者に資料を渡すには趣旨説明者本人が行う必要があるということを事前に伝えられればよいと思う。

○松原委員 趣旨説明者から提出を受けた資料の配付先を明らかにするなど、傍聴者への配付に関する取り扱いを明確にする必要があると思う。

○沼沢副座長 委員会資料は委員会室で傍聴者に配付しているが、行政が作成した委員会資料と趣旨説明者からの提出資料とは性格が異なる。また、現状でも、請願者から提出された資料は、委員に事前に配付するが委員会では配っていない。趣旨説明者からの提出資料は委員会資料にしないことも確認されている。

したがって、趣旨説明者からの提出資料については、傍聴者に配付すべきではないと考える。もしも趣旨説明者が、資料を傍聴者に配付したいと考えるのであれば、事前に傍聴者控室で配るなど自発的に対応してもらえればよいのではないか。

○月本委員 事前の請願者に対する説明の段階で、資料配付の取り扱いについて説明をすれば、配る、配らないといったトラブルは防げるのではないか。

○石田（康）座長 月本委員からあったように、趣旨説明の意向確認の段階で、請願者に取り扱いを説明すればよいと考えられる。

○石塚議事課長 請願、陳情の受付時に、議会局で用意した説明資料で、請願、陳情の取り扱いの説明をしている。この資料に、趣旨説明時の資料の取り扱いを追加で記載することにより対応が可能と考えられる。

○石田（康）座長 各委員から御意見をいただいたが、先ほども御発言があったように、請願者から提出された資料を議会がコピーして傍聴者に配るのもいかがなものかと思う。したがって、素案のとおり取り扱いとして、傍聴者には資料を配付しないことを確認できればと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

○松原委員 確認であるが、資料配付は紙ベースに限定するのか。例えば、模型やパワーポイントの使用などが考えられると思うが、どのように取り扱うべきか。

○石塚議事課長 現状における事前の資料配付も紙ベースで対応してきた経過がある。現

実的な対応を考慮すると、できれば紙ベースがよいと思われる。

○松原委員 了解した。

○石田（康）座長 それでは、次に7の委員会審査における請願文の書記朗読の取り扱いについてであるが、素案では、趣旨説明を実施するときは委員会審査における当該請願文の書記朗読を省略することとしているが、御意見をお願いしたい。

○井口委員 請願文の内容だけでなく補足の説明をすることも考えられることや、趣旨説明をしても請願文の内容の全てが説明されるとは限らないことなどから、趣旨説明と書記朗読のそれぞれに必要性があると考えられるので、請願文の書記朗読は省略すべきでない。前回の協議会では、請願文の書記朗読があることを前提として休憩中での趣旨説明の実施に賛成したこともあり、書記朗読が省略されるということであるのならば、休憩中に実施すること自体に異議がある。

○沼沢副座長 他都市では趣旨説明等を実施した場合に請願文の書記朗読を省略する例が多いことや、3～5分での趣旨説明では自然と請願文の内容に近いものになると思われるため、趣旨説明と書記朗読を続けて行うことに意味がないのではないか。

○井口委員 先ほども発言したように、請願文の内容に限らず補足の説明もされると考える。したがって、趣旨説明と書記朗読の両方が必要である。

○松原委員 私は、そもそもこの趣旨説明は必要ないとの立場であるが、仮に実施する場合と仮定して発言させていただくと、紹介議員は内容を十分に理解して署名していると思うが、状況の変化が生じる可能性もあるので、その場合には、請願文の内容を補足した説明があるかもしれない。したがって、請願文の朗読はやはり必要ではないか。他都市では朗読を省略している例が多いとのことであったが、他都市は他都市として、本市では委員会審査に先立ち請願文を朗読する扱いとすることをお願いできればと思う。

○石田（康）座長 書記朗読は現状どおり実施すべきとの意見が多いようだが、いかがか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、趣旨説明を実施するときであっても、現状どおり委員会審査における当該請願文の書記朗読は行うこととしてよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。なお、実施要領の修正事項になるので、実施要領からこの7の部分削除し、追って修正した資料を各委員に事務局から配付させていただきたい。

次に、8の(1)の請願者の意向確認等についてであるが、素案では、請願を受理する際に議会局職員が請願者に対して趣旨説明の希望の有無を確認すること、及び、請願者が代理人による趣旨説明を希望する場合は、代理人の住所、氏名、連絡先等の必要事項を議会局職員に申し出ることとしているが、特になければ、この取り扱いにすることとしてよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、(2)の請願者への趣旨説明実施日等の連絡についてであるが、素案では、当該請願の審査を行う委員会開催通知が委員に送付された時点で、電話により委員会担当書記から請願者あて趣旨説明の実施日、実施予定時刻等の必要事項を連絡する。ただし、代理人が趣旨説明を行う場合は、当該代理人に連絡することとしているがいかがか。

○井口委員 現在でも傍聴を希望する請願提出者に対して、審査日が決定したことの連絡をしていると思われるが、趣旨説明実施日に関する連絡も同様の対応になるということではどうか確認したい。

○石塚議事課長 そのとおりである。

○井口委員 それならば、特に問題はないと思う。

○石田(康)座長 それでは、この取り扱いとすることとして、よろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、報告書案の確認をお願いしたい。ただいまの確認事項も含めて、これまでの検討を踏まえ報告書の案を配付させていただいた。これについて御意見があればお願いしたい。

( なし )

○石田(康)座長 特になければ、先ほど趣旨説明実施時における請願文の書記朗読は省略しないことと確認されたので、これに関する部分を報告書から削除した上で協議会の結論とし、議会運営委員会委員長あて修正した報告書を提出することとしたいがよろしいか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように決定する。

なお、修正した報告書については、追って各委員に事務局から配付させていただく。

また、各委員の発言部分で細かい文言の修正が必要だと思われる場合は、4月12日までに事務局あて申し出ていただきたい。

(3) 会期の見直し

【協議結果】

今回の協議会をもって委員が交代することから、これまでの協議会における各委員の意見をもって、次期委員に申し送ることを確認した。

【主な意見】

○石田(康)座長 本件検討課題については、自治法の改正を受け、平成25年1月25日の第15回協議会から協議を再開しているが、具体的な内容まで議論の進捗は見られていない。今回の協議会をもって委員の交代があることから、ここで議論を進めたとしても議論が中途になってしまうと考えられるため、以降の協議は新委員に委ねることとするのがよいのではないかと考えられる。これまでの協議会における委員の意見を、別紙資料「「会期の見直し」に関する委員の意見」のとおり取りまとめたので、この資料により、次期協議会に申し送りをしてよろしいか。

○井口委員 次期協議会に申し送ることについては異論はないが、前回の協議会で、理事者側の出席義務が緩和されることを懸念する旨の発言をしたと思う。この発言内容も資料に追加していただきたい。

○松原委員 我が会派についても、現時点では団会議で具体的な議論をしておらず今後検討したいといったことを、資料に追加していただきたい。

○月本委員 私は今後も委員として残るので引き続き議論をしていきたいといったことを、資料に追加していただきたい。

○石田(康)座長 それでは、ただいまの内容を追加して、次期委員に申し送ることに御異議ないか。

( 異議なし )

○石田(康)座長 それでは、そのように確認させていただく。

2 その他

【正副座長退任挨拶】

○石田（康）座長 （挨拶）

○沼沢副座長 （挨拶）

午後2時43分閉会